



学術研究奨励寄付に関するお申込方法のご案内

明治大学の研究振興を目的として承る学術研究奨励寄付のお申込方法について、下記のとおりご案内致します。いずれの申込方法とも、ご指定いただいた弊学の教職員又は特定課題研究ユニットが寄付金の90%を研究費として使用し、残りの10%を一般管理費として受け入れます。

申込方法	①特定公益増進法人に対する寄付金	②受配者指定寄付金
概要	<u>特定公益増進法人に対する寄付金</u> として、会社等法人からの寄付を弊学が受け入れる方法です。	<u>日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」）の「受配者指定寄付金制度」</u>を利用し、弊学を経由して事業団宛に寄付し、その後、事業団から弊学に寄附金が配布されることにより受け入れる方法です。 事業団への諸手続は、弊学が行います。
必要書類	1. 学術研究奨励寄付金申込書 ※押印不要	1. 学術研究奨励寄付金申込書 2. 寄付申込書（事業団宛）
手続	1. <u>必要書類1に入力の上、Excel形式のままメールにてご送付頂きます。</u> ※赤字は寄付者様のお手続となります。 2. お振込案内をメールで送信します。 3. <u>寄付金をお振り込み頂きます。</u> 4. 領収書と特定公益増進法人であることの証明書を郵送します。	1. <u>必要書類1に入力の上、Excel形式のままメールにてご送付頂きます。</u> ※必要書類2は必要書類1の別シートに自動生成されます（<u>ご入力不要</u>）。 2. お振込案内をメールで送信します。 3. <u>寄付金をお振り込み頂きます。</u> 4. 仮領収書（預り書）を郵送します。 5. 事業団発行の寄付金受領書を郵送します。
長所	✓ 手続が約1ヶ月で完了します。	✓ 寄付金の全額が損金算入可能です。
短所	✓ 寄付金の一部のみ、損金算入可能です。 ※損金算入限度額は、寄付者様により異なるため、<u>ご参照用URLに掲載の「損金算入限度額の計算」</u>でご確認ください。	✓ 損金算入手続には、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。決算期に損金処理をされる場合は、学内手続都合上、<u>決算日の1カ月前半まで</u>にご入金をお願いいたします。 ✓ 「寄付金受領書」の発行を含め、手続完了まで約3ヶ月を要します。
ご参照URL	学術研究奨励寄付：https://www.meiji.ac.jp/tlo/donation.html 損金算入限度額の計算：https://bokin.meiji.jp/tax/corporation	
メール	研究知財事務室：tlo@mics.meiji.ac.jp	
送信先	生田研究知財事務室：tlo-ikuta@mics.meiji.ac.jp	